



「弁護士による犯罪被害者支援」

総合 道徳 学級活動 社会 生活指導 特別活動

- (1) ねらい 犯罪被害者支援に関する弁護士の活動や被害者の方ができることについて知る
 犯罪被害は必ずしも遠くの出来事ではないにもかかわらず、実際に被害に遭ったときに何ができるのかについて知る機会はほとんどありません。また、弁護士は加害者の味方というイメージが強く、弁護士が犯罪被害者を支援する活動をしていることも、あまり知られていません。そこで、いざというときに対応に困らないよう知識を得ることを目的としています。

- (2) 対象 ・小学5年～一般
 ・地域・保護者の方にもご案内をお願いします。

- (3) 講師 東京弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員（弁護士）

- (4) 形式 ・所要時間 1単位時間（45分～1時間程度）
 ・講義形式 ・クラス単位又は全クラス合同 ・土曜日の授業も可能です。
 ・所要時間等、ご希望に応じて柔軟に対応します。



- (5) 内容 決まった内容はありません。犯罪被害者の支援に関することであれば、ご希望に応じて内容を組み立てます。例として、以下のような授業を実施しています。

1 痴漢事件を題材として

痴漢に遭った場合の相談窓口や、犯人特定のためにどのような点を確認しておくとか、（参考として）近年増加している盗撮の手口について話し、刑事・民事の手

続きにおいて被害者の方ができることについてお伝えします。

2 SNSトラブルを題材として

SNSをきっかけとして犯罪に巻き込まれる事例を取り上げて、SNSを利用する場合の注意点や、トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口などを紹介します。

- (6) 費用 「要相談」（謝礼の有無にかかわらず実施の検討をさせていただきます）
 授業後、受講者の皆様にアンケートのご記入をお願いします。

- (7) 申込み 実施日5ヶ月前まで ⇒ホームページトップページ「申し込みフォーム」から原則として実施日5か月前までにお申し込みください。（それ以降のお申し込みでも、内容によっては実施可能な場合もありますので、ご相談ください。）
 東京弁護士会の担当者の方には、本部から連絡を取らせていただきます。
 詳細の打ち合わせについては、東京弁護士会の方と学校の担当者で行ってください。